

## 随意契約理由書

1 業務名	小規模補修材料の性能規定化に関する検討業務（その1）
2 業者名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3 随意契約理由	<p>本業務は、橋面舗装の損傷箇所用いられる小規模補修材料の高耐久化を目指し、補修材料に対する要求性能と性能照査方法、規定値を定めるための基礎的検討として、現在、阪神高速道路において補修材料として使用しているアスファルトシートについて性能照査試験手法の検討および試験の実施により、付着性を定量的に評価することを目的とする。検討にあたっては有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を行いながら進めていくものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 橋梁上の舗装材料の特性及び評価手法の検討に関して技術的知見を有していること</p> <p>② 当社の技術審議会※における審議項目を踏まえた上で、有識者委員会を組織できること</p> <p>（※: <a href="https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html">https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html</a>）</p> <p>が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という）は、下記の通り本業務に当たって必要とされる実績および体制を有する。</p> <p>① 過年度に実施した業務において、橋梁上に使用される舗装材料について実験的検討・分析を実施している。</p> <p>② 当社技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有している。</p> <p>本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務は当該研究所を契約の相手方として選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	